

(仮称)「いわていきいきプラン2020」(岩手県高齢者福祉計画・岩手県介護保険事業支援計画)策定の基本的な考え方(案)

【国の考え方】  
2025年を見据え、「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進するため、中長期的なサービス・給付・保険料の水準や自立支援・重度化防止に向けた取組、介護人材の確保等を考慮した施策展開の方向性を示すものとする。

【県の考え方】  
県内市町村における地域包括ケアシステムの構築・深化・推進を支援するため、第6期計画の方向性や地域の実情、国の基本指針を踏まえながら、いわて県民計画、岩手県保健医療計画、岩手県地域福祉支援計画、岩手県東日本大震災津波復興計画等、高齢者の保健、医療、福祉及び居住に関する諸計画との整合と調和を図りながら策定するものとする。

第6期計画(現行計画)			第7期計画(今回策定)		
策定方針			策定方針		
1	現行計画の実績について十分に評価分析を行い、国の基本指針を踏まえながら、地域の実情に配慮した実効性のある計画とする。		1	現行計画の実績について十分に評価分析を行い、国の基本指針を踏まえながら、地域の実情に配慮した実効性のある計画とする。	継続
2	いわて県民計画、岩手県保健医療計画等、高齢者の保健福祉に関する諸計画との整合性を図るものとする。		2	いわて県民計画、岩手県保健医療計画等、高齢者の保健、 <b>医療、福祉及び居住</b> に関する諸計画との整合と調和を図るものとする。	一部修正
3	県は、市町村における計画策定や地域包括ケアシステム構築に関し、必要な支援・調整を行う。		3	県は、市町村における計画策定や地域包括ケアシステムの構築・ <b>深化・推進</b> に関し、必要な支援・調整を行う。	一部修正
4	岩手県東日本大震災津波復興計画等に沿った復興の取組みの着実な達成を目指すものとする。		4	岩手県東日本大震災津波復興計画等に沿った復興の取組みの着実な達成を目指すものとする。	継続
策定の方向性		県が対応すべき課題及びその背景	策定の方向性		備考
1	高齢者の社会参加活動の一層の推進	高齢者が、その長年にわたる経験を活かし、地域社会の担い手となるため、自主的な社会参加活動を支援していく必要がある。	1	高齢者の社会参加活動の一層の推進	修正なし
2	在宅医療・介護連携の推進	高齢者に対し、医療と介護のサービスを切れ目なく一体的に提供するため、連携体制の構築を支援していく必要がある。	2	在宅医療・介護連携の推進	修正なし
3	認知症施策の推進	認知症高齢者の増加に対応するため、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制づくりを支援していく必要がある。	3	認知症施策の推進	一部修正
4	一人暮らし高齢者等への地域での見守りや住民参加による生活支援の充実・強化	一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加に対応するため、住民主体の多様なインフォーマルサービスの確保等、地域全体で高齢者の生活を支えていく必要がある。	4	一人暮らし高齢者等への地域での見守りや住民参加による生活支援の充実・強化	修正なし
5	介護予防のための多様なサービスや効果的なメニューの推進	要介護状態になることの予防や、要介護状態の重度化防止のため、地域住民が主体となった多様なサービスや効果的な事業実施方法の普及を図る必要がある。	5	介護予防の <b>取組み</b> や効果的なメニューの推進	一部修正
6	地域包括ケアの拠点となる「地域包括支援センター」の機能強化が図られるよう支援	職員配置の適正化と従事者の質の向上により、地域包括ケアシステムの中核を担うセンターの強化を図るため、地域ケア会議の開催支援等、市町村への支援を行う必要がある。	6	地域包括ケアの拠点となる「地域包括支援センター」の機能強化が図られるよう支援	修正なし
7	住まいとサービス拠点が一体となった新しい生活空間づくりの推進	一人暮らし世帯や施設等入所希望者の増加に対応するため、従来からの施設、在宅サービスに加えて、サービス付き高齢者向け住宅などの多様な生活に対応したケア付き生活拠点の整備を進める必要がある。	7	住まいとサービス拠点が一体となった新しい生活空間づくりの推進	修正なし
8	高齢者がその状態に応じて多様なサービスを利用できるよう、居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスの充実及び利用促進	全国に比べて居宅サービスの利用が低調であるため、基盤整備とともに利用の促進を図る必要がある。	8	高齢者がその状態に応じて多様なサービスを利用できるよう、居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスの充実及び利用促進	修正なし
9	各市町村において将来を見据えた計画的な施設・居住系サービス量を設定できるよう支援	施設入所希望者の増加や重度化の進行に対応するため、地域の実情に合わせた施設・居住系サービス基盤の整備が進められるよう、市町村への支援を行う必要がある。	9	各市町村において将来を見据えた計画的な施設・居住系サービス量を設定できるよう支援	修正なし
10	市町村が被保険者の意見を反映しながら、給付に見合った適切な介護保険料の設定ができるよう支援	適切な介護保険料設定のため、住民負担と介護保険財政安定のバランスを考慮しながら、所要の事業が実施されるよう、市町村への支援を行う必要がある。	10	市町村が被保険者の意見を反映しながら、給付に見合った適切な介護保険料の設定ができるよう支援	修正なし
11	介護人材の確保とサービスの質の向上	介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な社会基盤であり、その確保は最重要の課題であるため、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」の視点からの対策を講じる必要がある。	11	介護人材の確保とサービスの質の向上 <b>(市町村が行う取組への支援を含む)</b>	一部修正
12	被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進	災害公営住宅への転居等、新たな地域コミュニティへの移行後も、高齢者が安心して暮らし続けることができる環境をつくるため、見守り体制の構築や介護予防の取組等への支援を行う必要がある。	12	<b>保険者機能の強化に向けた市町村の取組への支援</b>	追加
12	被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進	災害公営住宅への転居等、新たな地域コミュニティへの移行後も、高齢者が安心して暮らし続けることができる環境をつくるため、見守り体制の構築や介護予防の取組等への支援を行う必要がある。	12	被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進	継続